

## 令和5年度 第11回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月20日(火) 10時00分～10時30分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	石川 文士良	○	
	6番	会長職務代理者	青木 長男	○	
	1番	委員	千葉 博		○
	2番	委員	高橋 禎彦	○	
	3番	委員	千葉 三智枝	○	
	4番	委員	千葉 力男	○	
	5番	委員	高橋 正洋	○	
事務局		局長	佐々木 元	○	
		次長	小野寺 正耕	○	
		主任主査	島 原理 絵	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第26号 現状変更届について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第31号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第32号 令和6年度平泉町農作業標準賃金の決定について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：石川会長  
(10時00分開会)

- 議長 ただいまより、令和5年度第11回平泉町農業委員会総会を始めます。  
本日1番委員から欠席届が出ております。委員総数は7名のうち6名出席で過半数に達しておりますので、会議は成立しています。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、4番委員、6番委員の両名を指名します。会議書記には、事務局の小野寺次長と島原主任主査にお願いします。  
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長説明願います。
- 佐々木局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 それでは、「報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について」、事務局説明願います。
- 島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)
- 死亡による相続5件と所有権放棄による届出1件です。
- 議長 ただいまの「報告25号について」、発言のある方は挙手をお願いします。
- 議長 発言がないようですので、「報告第25号」を終わります。
- 議長 次に、「報告第26号 現状変更届について」事務局説明願います。
- 小野寺次長 (提出議案の朗読、説明)
- 耕作の利便性を図るための現状変更1件となります。
- 議長 それでは現地調査をした委員、2番委員。  
2月9日に1番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査をしました。農地として適切に管理されており、何ら問題はありません。
- 議長 ただいまの「報告第26号」について発言のある方は挙手を願います。  
発言がないようですので、「報告第26号」を終わります。
- 議長 それでは議案審議に入ります。「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
なお、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、3番委員に係る案件が、「賃貸借7番」にありますので、「賃貸借5、6番」の審議を先に行います。
- 議長 「議案第29号賃貸借5番、6番」について、事務局説明願います。

島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)  
賃貸借2件、農地法第3条第2項各号に該当しないことからの許可要件を満たすものと考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、2番委員。  
2番委員 2月9日に、1番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査を実施しました。賃貸借5、6は、農地として管理されていることから問題はありません。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。  
議長 次に、「議案第29号 賃貸借7番」の審議に入りますので3番委員、退席をお願いします。

議長 暫時休憩します。(10:15)  
議長 再開します。(10:16)  
事務局より説明をお願いします。

島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)  
農地法第3条第2項各号に該当しないことから許可要件を満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、2番委員。  
2番委員 2月9日に、1番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査を実施しました。賃貸借7は、現在耕作中であることから、農地として問題はありません。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。  
議長 暫時休憩します。(10:18)  
議長 再開します。(10:19)  
議長 引き続き、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、審議いたします。事務局より説明をお願いします。

小野寺次長 (提出議案の朗読、説明)  
貸家が手狭になったため、実家近くに一般住宅を建築したい申し出があり、当該土地については、令和5年3月に農振農用地からは除外されております。また、第1種農用地ですが集落に接続している農地ですので不許可の例外規定に該当しており、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、2番委員。  
2番委員 2月9日に、1番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査を実施しました。当

議 長 該地は許可要件を満たしており、何ら問題ございません  
質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、可と決定します。

議 長 次に、「議案第31号 農業経営改善計画の認定に係る意見について」、事務局説明願います。

島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)

1件の新規申請です。これまで作業補助を行っていましたが、農業経営を担い、農業所得目標が農用地の借り入れ増に伴い現状より上回る計画として十分成り立っていると考えます。

議 長 それでは質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、意見なしと決定します。

議 長 次に、「議案第32号 令和6年度平泉町農作業標準賃金について」、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

島原主任主査 (提出議案の朗読、説明)

標準賃金の設定にあたりましては、令和6年2月13日に開催された農業労働力調整協議会で、委員の皆様にご審議をして頂き、協議会長より答申がありましたので提案させていただきます。最低賃金の日額7,144円を上回るように設定したこと、令和5年度の一関市の賃金に近づけたこと、また機械の部においては、岩手県農業会議より示された試算表で4%ほど上昇していることがあげられます。

以上が2月13日において答申いただいた内容となります。

議 長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議 長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、原案のとおり決定します。

これをもちまして、令和5年度第11回平泉町農業委員会総会を終わります。  
ご苦勞様でした。

(10時30分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長 石 川 文士良 ⑩

署名人 4番 千 葉 力 男 ⑩

署名人 6番 青 木 長 男 ⑩